

薬剤耐性(A M R)対策について

令和7年1月22日(水)

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬剤耐性対策班
出口 亨

MAFF

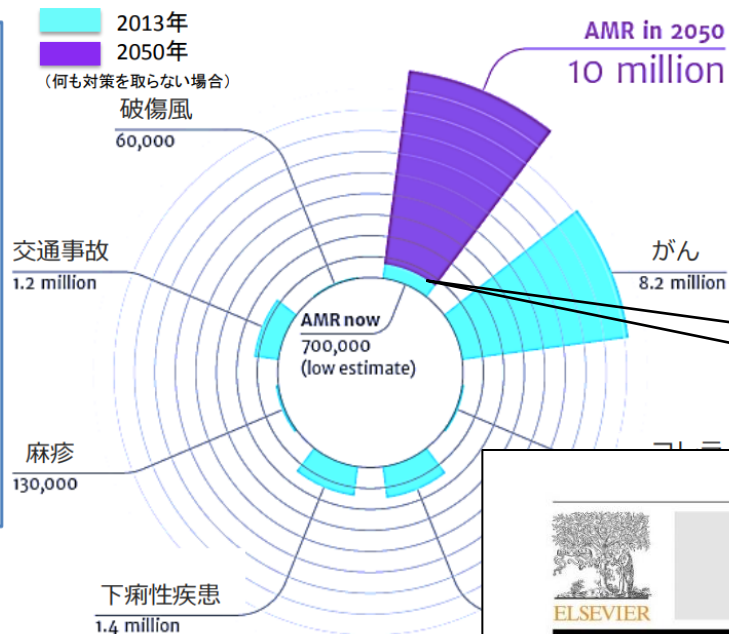
薬剤耐性（AMR）対策 アクションプラン

薬剤耐性 (AMR)に起因する死亡リスク

薬剤耐性(AMR)に起因する死亡者数の推定

- 2013年現在のAMRに起因する死亡者数は低く見積もって70万人
- 何も対策を取らない場合(耐性率が現在のペースで増加した場合)、2050年には1000万人の死亡が想定される(現在のがんによる死亡者数を超える)
- 欧米での死亡者数は70万人にとどまり、大半の死亡者はアフリカとアジアで発生すると推測

(Antimicrobial Resistance in G7 Countries and Beyond, G7 OECD report, Sept. 2015)



2019年は死亡者数120万人

- メチシリン耐性黄色ブドウ球菌 (MRSA) とフルオロキノロン耐性大腸菌による菌血症で年間約8,000人が死亡

出典 : Antimicrobial Resistance: Tackling a crisis for health and wealth of nations, the O'Neill Commission, UK, December. 2014.
厚労省が「政策会議 (第1回薬剤耐性に関する検討調整会議 ; H27.12)」に提出した資料 (首相官邸HPより) ;一部改変 .

J Infect Chemother 26 (2020) 367–371

Contents lists available at ScienceDirect

Journal of Infection and Chemotherapy

journal homepage: <http://www.elsevier.com/locate/jic>

Original Article

National trend of blood-stream infection attributable deaths caused by *Staphylococcus aureus* and *Escherichia coli* in Japan

Shinya Tsuzuki ^{a, b, *}, Nobuaki Matsunaga ^a, Koji Yahara ^c, Yoshiaki Gu ^a, Kayoko Hayakawa ^a, Aki Hirabayashi ^c, Toshiki Kajihara ^c, Motoyuki Sugai ^c, Keigo Shibayama ^{c, d}, Norio Ohmagari ^{a, e}

^a AMR Clinical Reference Center, National Center for Global Health and Medicine, Tokyo, Japan
^b Faculty of Medicine and Health Sciences, University of Antwerp, Antwerp, Belgium
^c Antimicrobial Resistance Research Center, National Institute of Infectious Diseases, Tokyo, Japan
^d Department of Bacteriology II, National Institute of Infectious Diseases, Tokyo, Japan
^e Disease Control and Prevention Center, National Center for Global Health and Medicine, Tokyo, Japan

ARTICLE INFO

Article history:
 Received 12 September 2019
 Received in revised form 21 October 2019

ABSTRACT

There has been scarce evidence about deaths due to blood stream infection (BSI) in Japan so far. The main objective of this study is to understand the epidemiological trend of deaths caused by BSIs due to *Staphylococcus aureus* and *Escherichia coli* including Methicillin-resistant *S. aureus* (MRSA) and (fluoroquinolone-resistant *E. coli* (FOREC) at national level. We annually estimated the number of BSI

Tsuzuki S. et al. 2020. J Infect Chemother 26; 367-371.

薬剤耐性 (AMR)対策アクションプラン(2023-2027)の概要 (動物)

(2023年4月7日関係閣僚会議決定)

内容：2016年に決定した薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプラン (2016-2020) を改定。AMRに起因する感染症による疾病負荷のない世界の実現を目指し、**AMRの発生をできる限り抑える**とともに、**薬剤耐性微生物による感染症のまん延を防止**するための対策をまとめたもの。

構成：引き続き、**6分野** (①普及啓発・教育、②動向調査・監視、③感染予防・管理、④抗微生物剤の適正使用、⑤研究開発・創薬、⑥国際協力) の目標に沿って、具体的な取組を記載するとともに、**計画全体を通しての成果指標 (数値目標) を設定**。

【畜産分野における主な新規・強化取組事項 (抜粋)】

動向調査・監視 (目標2)

- 畜産分野に加え、水産及び愛玩動物分野の薬剤耐性動向調査の充実 **強**
- 畜産分野の動物用抗菌剤の農場ごとの使用量を把握するための体制確立 **新**

感染予防・管理 (目標3)

- 家畜用、養殖水産動物用及び愛玩動物用のワクチンや抗菌薬代替剤等の開発・実用化の推進 **強**

抗微生物剤の適正使用 (目標4)

- 食品安全委員会によるリスク評価結果を踏まえた、リスク管理措置策定指針に基づくリスク管理措置の策定及び適確な実施 **強**
- 獣医師・生産者等に対する一層の遵守・指導の徹底及び獣医師、生産者、愛玩動物の飼い主等向け普及・啓発ツールの内容の充実 **強**

研究開発・創薬 (目標5)

- 適切な動物用抗菌性物質の使用を確保するため、迅速かつ的確な診断手法の開発のための調査研究の実施 **強**

【畜産分野における成果指標】

薬剤耐性率 (健康家畜由来の大腸菌)							抗菌剤の使用量 新		
指標	2020年			2027年 (目標値)			指標	2020年	2027年 (目標値)
	牛	豚	鶏	牛 新	豚 新	鶏 新			
薬剤							動物用抗菌剤の全使用量	626.8 t	15%減 (対2020年)
テトラサイクリン	19.8%	62.4%	52.9%	20%以下	50%以下	45%以下	畜産分野の第二次選択薬※の全使用量 ※コリスチン、第3世代セファロスポリン、フルオロキノロン、15員環マクロライド (ツラスロマイシン、ガミスロマイシン)	26.7 t	27 t以下に抑える
第3世代セファロスポリン	0.0%	0.0%	4.1%	1%以下	1%以下	5%以下			
フルオロキノロン	0.4%	2.2%	18.2%	1%以下	2%以下	15%以下			

薬剤耐性対策の方向性

- これまでアクションプラン（2016-2020）に基づき取組を進めてきたものの、成果指標（耐性率）は未達。アクションプラン（2023-2027）では販売量も成果指標に加えたところであり、これを達成するために対策の強化が必要。
- 国際的にも抗菌剤の使用削減が進んでおり、EUでは輸入畜産物も含め規制を強化。

【これまでの取組】

規制強化

- ・ 抗菌剤の販売に獣医師等の専門家が関与する制度整備
- ・ リスク評価に基づき、指定取消
- ・ 二次選択薬としての使用を徹底

普及啓発・教育

- ・ 普及・啓発ツールの作成
- ・ 業界紙等を活用した周知
- ・ 関係者との意見交換
- ・ 獣医系大学生への普及・啓発

動向調査・監視

- ・ 実態調査の実施

感染予防・管理

- ・ 飼養衛生管理の徹底
- ・ ワクチンの実用化・使用促進

研究開発

- ・ ワクチンの開発
- ・ 簡易で迅速な検査方法の開発

【今後必要な取組】

- ・ リスク評価に基づくリスク管理（新たに二次選択薬への位置づけなど）
- ・ 二次選択薬としての使用の徹底

- ・ 認知度を高め、関係者の行動変容につなげるための工夫

- ・ 実態調査の継続
- ・ 調査結果の分析・関係者へのフィードバック・行動変容につなげる工夫

- ・ 治療に抗菌剤が多用される感染症の予防や制御
- ・ 更なるワクチンや病原菌を迅速に診断する機器の実用化への支援
- ・ 迅速に効果のあるワクチンを供給する体制整備

- ・ ワクチンのシーズ開発
- ・ 簡易で迅速な検査方法の開発

薬剤耐性対策の推進（R5.5.31局長通知のポイント）

「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン(2023-2027)の策定に基づく薬剤耐性対策の推進について」（令和5年5月31日付け5消安第827号農林水産省消費・安全局長通知）



畜産分野



愛玩動物分野



感染症予防の推進

- 飼養衛生管理基準の徹底



愛玩動物用医薬品の優先使用

- 人用抗菌剤や未承認医薬品の使用を極力さけること。



適切な抗菌剤の選択

- 第一次選択薬が無効な場合のみ第二次選択薬を使用すること



適切な抗菌剤の選択

- 第一次選択薬が無効な場合のみ第二次選択薬を使用すること。



投薬履歴の記録と保管

- 投薬の記録を作成し、少なくとも3年間保存



動物用医薬品の取扱い

- 残った医薬品は、獣医師の指示なく使用しないこと。



農場従事者の健康管理

- 手洗い及び消毒の徹底



接触時の注意

- 抗菌剤で治療中の愛玩動物のふん便、尿、唾液、粘膜、傷口等に接触した場合は、一層の手洗いをすること。

(参考) 最近の国際的な動き

●Codex

- 薬剤耐性 (AMR) の最小化及び抑制のための実施規範 (CXC 61-2005) 改正 (2021)
- AMR の統合的なサーベイランスに関する指針 (CXG 94-2021) 策定 (2021)

●UNEP (国連環境計画) のQuadripartiteへの参画

●WOAH Terrestrial Animal Health Code

- 6.10章 獣医療における抗菌薬の責任ある慎重使用の改正 (2024.5)
 - ✓ 新たに、対象範囲 (Scope) が非食用動物まで拡大され、第9条が新設された。
 - ✓ 獣医師は、抗菌薬の使用に際し、
 - 不適切な飼養を補うための抗菌薬使用を避けること、
 - 治療が失敗した場合は、必要に応じて、再評価や新たな治療計画の策定をすること、
 - WOAHP「獣医療上重要な抗菌剤リスト」を考慮すること、などが求められる (第6条)。
 - ✓ 食用動物の責務が「生産者」となっていたが、今般、生産に関わる者として、「育種者、所有者及び飼育者」とされた (第8条)

章の構成

章の構成	
第1条	本章の目的と範囲
第2条	責任ある慎重使用の目的
第3条	所管当局の責務
第4条	抗菌剤を含む動物用医薬品に関する動物医薬品業界の責務
第5条	卸売・健全な小売業者の責務
第6条	獣医師の責務
第7条	動物飼料製造業者の責務
第8条	食用動物の飼育者、所有者およびブリーダーの責務
第9条	非食用動物の飼育者、所有者および飼育者の責務

関係者の責務

WOAH HP →
WOAH Code Ch 6.10



●国連総会 AMRに係るハイレベル会合政治宣言 (2024.9)

- 各国の状況を考慮しつつ、2030年までに農業・食品システムで世界的に使用される抗菌薬の量を現在のレベルから有意義に削減するよう努力する。(Article 69)
- 動物における抗菌薬の使用が、Codexの規範や、WOAHの基準、ガイダンスおよび勧告に沿って慎重かつ責任ある方法で行われることを確保することをコミットする。(Article 70)

世界各国における動物用抗菌剤削減状況

- 国際的に、使用量（販売量）削減の流れ。
- G7の中では、カナダ、日本のみが削減率が1割に留まっている。

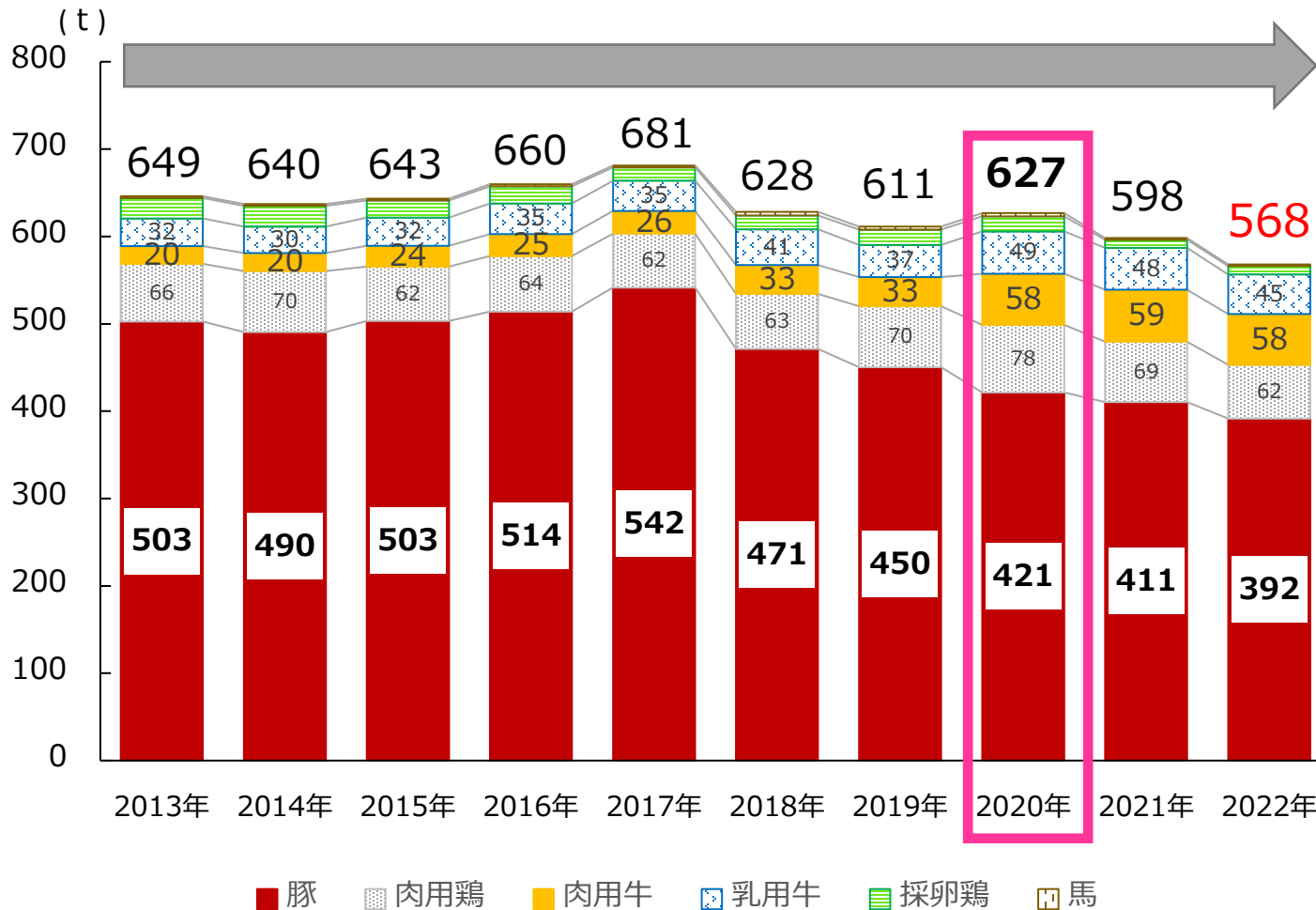
	国名	2014年 販売量 (t)	2022年 販売量 (t)	削減量 (t)	削減率 (2014→2022)
動物用医薬品	フランス	761.5	255.2	506.3	66.5%
	ドイツ	1305.8	531.1	774.7	59.3%
	イタリア	1431.6	585.4	846.2	59.1%
	英国	429.6	181.1	248.5	57.8%
	米国	10642.9	6926.3	3716.6	34.9%
	カナダ	1114.8	997.1	117.7	10.6%
	日本 (畜産分野)	640.2	568.0	72.3	11.3%
人用医薬品	日本※	14.1	9.8	4.3	30.5%

※ 人口1,000人当たりの1日使用量 (単位: DID)

出典: 米国 Summary Report On Antimicrobials Sold or Distributed for Use in Food-Producing Animals (fda.gov)、
 カナダ Canadian Antimicrobial Resistance Surveillance System Report
 英国、イタリア、ドイツ、フランス: Sales of veterinary antimicrobial agents in 31 European countries.
 日本: 薬剤耐性対策アクションプラン (2023-2027), 動物用医薬品製造販売高年報, 薬剤耐性ワンヘルス動向調査報告書

動物用抗菌薬の販売量の推移（家畜のみ）

- 豚が最も多いが、2017年をピークに削減。
- 肉用牛が増加を示している。
- 15%削減（532 t、2020年比）のため、更なる施策が必要。

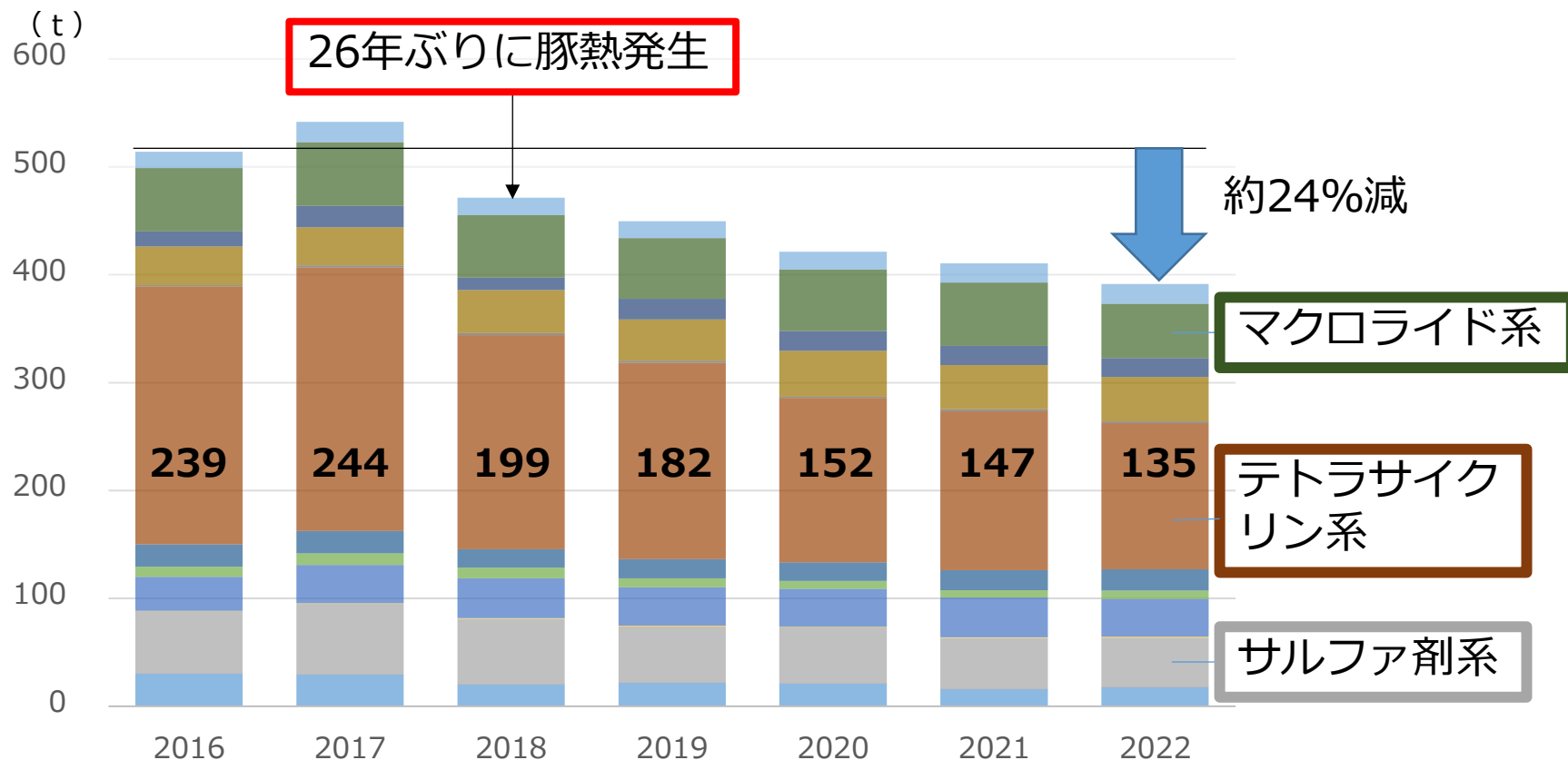


販売量の総量は
ほぼ横ばい

豚が最も多い
2016年から24%削減、
2020年からは7%削減

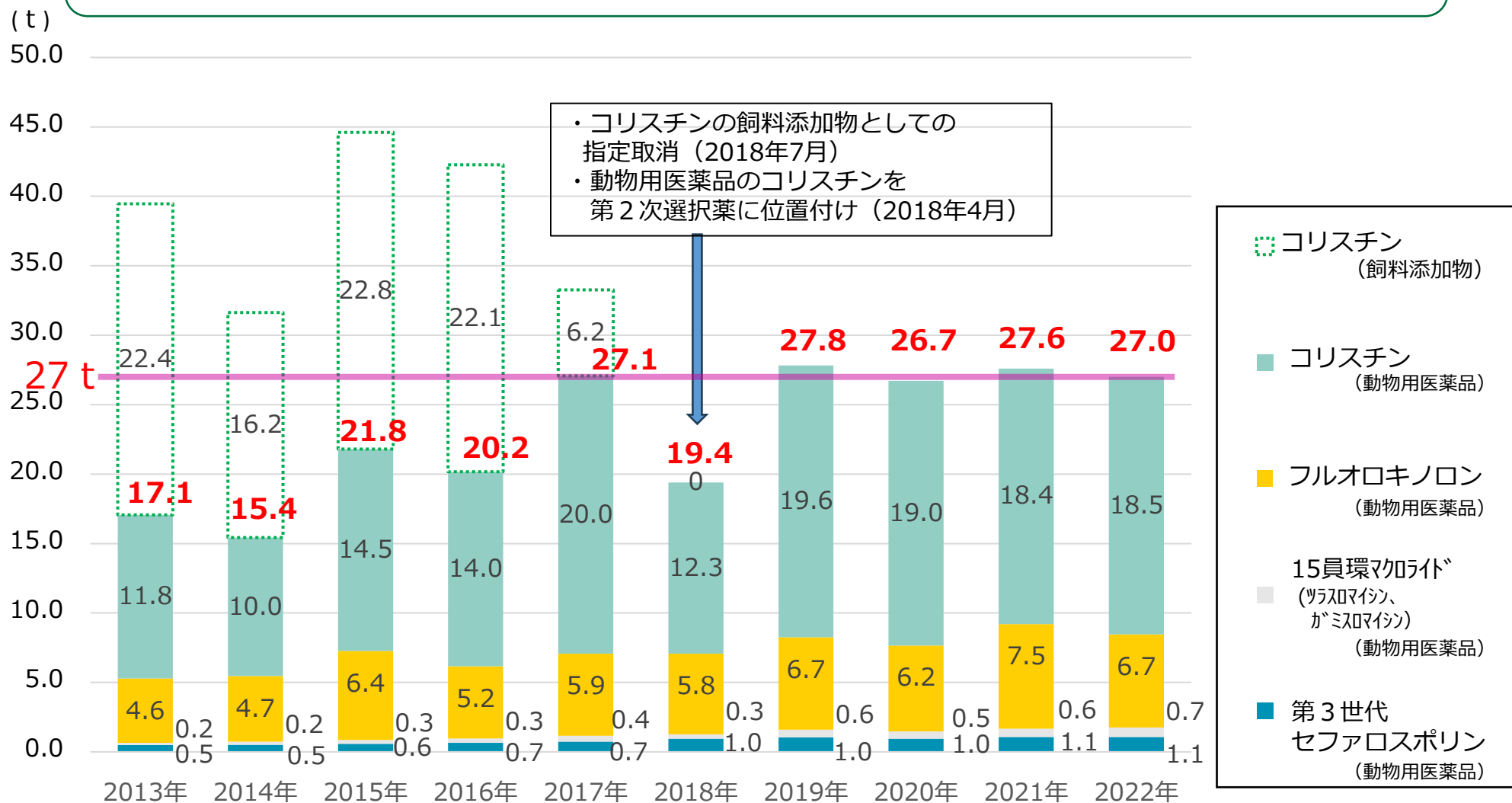
豚における動物用抗菌薬販売量の推移

- 豚では、2017年をピークに減少。2022年の販売量は2016年に比較して約24%減少。
- 豚で最も多く使用されているテトラサイクリン系薬が、2022年の販売量では2017年のピーク時に比較して約45%減少。



畜産分野における第2次選択薬販売量の推移

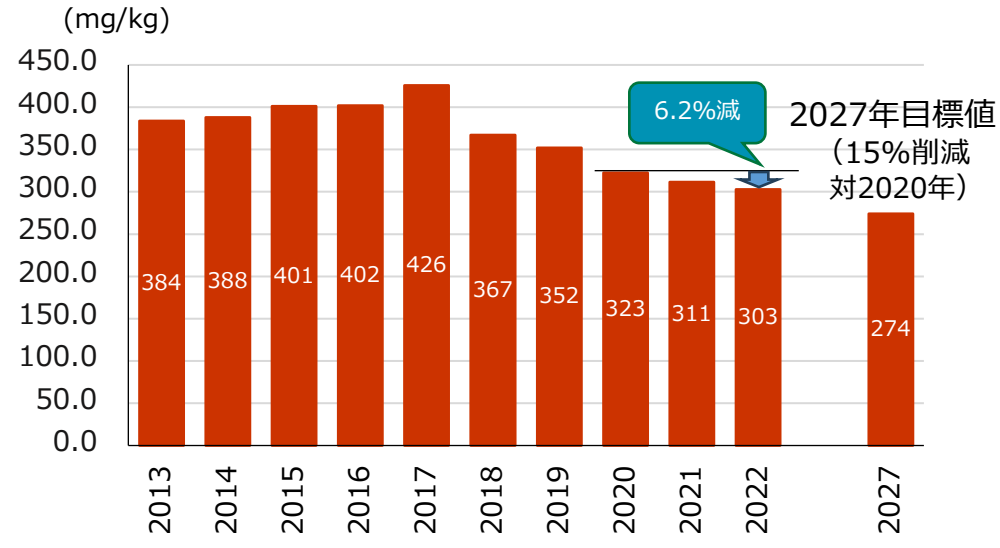
- 2019年以降、第2次選択薬の販売量は、27 tを超える量で高止まり。
- 最も多いのは、コリスチン製剤で、次にフルオロキノロン製剤である。



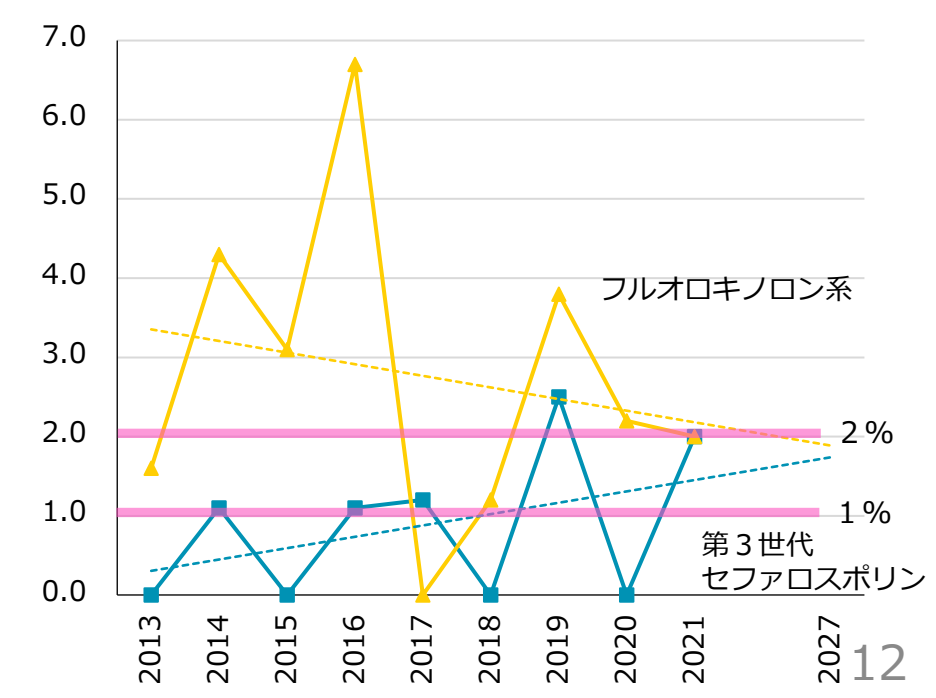
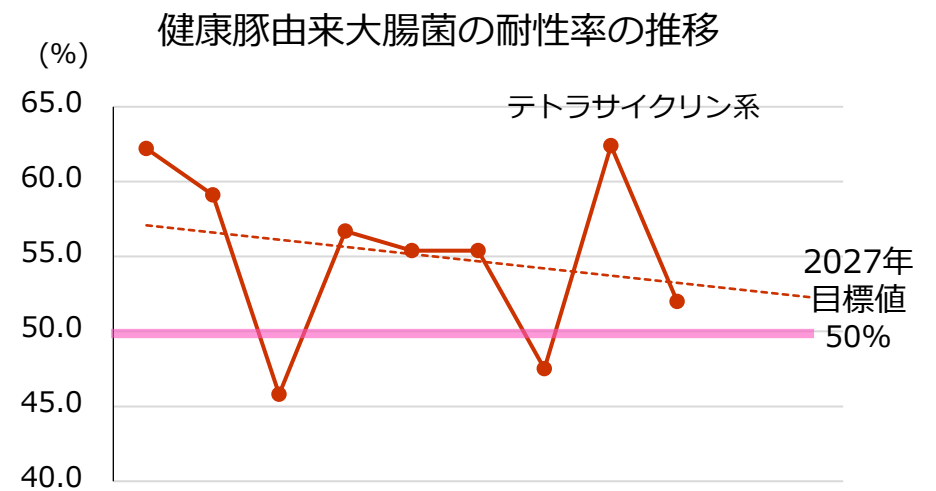
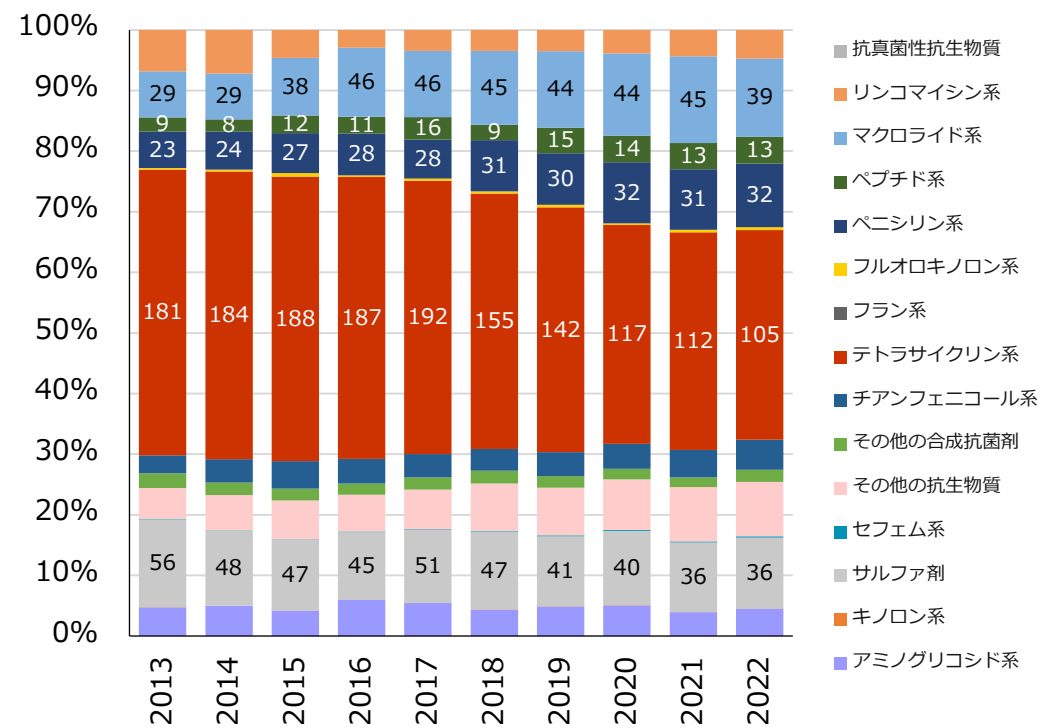
豚における抗菌薬販売量（バイオマス重量当たり※）と耐性率の推移

※豚肉 1 kg 当たりの抗菌薬使用量

抗菌薬販売量（バイオマス重量当たり）



抗菌薬系統別推定割合



(参考) 薬剤耐性対策に関するガイドブック・動画等



薬剤耐性対策
普及啓発動画



抗菌剤治療
ガイドブック
- 豚呼吸器病



抗菌剤に頼らない
養豚生産の取組
(優良事例動画)



生産者向け
普及啓発動画

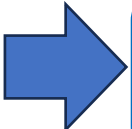


飼養衛生管理等支援システム ～電子指示書システムの運用に向けて～



背景（飼養衛生管理等支援システム構築プロジェクト）

- 日本国内の畜産生産現場では、不十分な飼養衛生管理に起因する家畜の越境性疾病、常在病原体による疾病等が、生産性を押下げる主因の一つ。
- 疾病の発生予防は、感染源対策、感染経路対策及び感受性動物対策が基本。しかしながら、生産現場では、飼養衛生管理の意義や取組内容の普及が必ずしもできていない状況。
- さらに、生産現場には、飼養衛生管理に関連した病性鑑定、投薬履歴、と畜検査結果等の貴重な情報が、十分に連携・分析されないまま眠っている状況。
- 一方で、家畜保健衛生所や自治体は、家畜伝染病予防法に基づく事務等の作業に追われ、本来果たすべき生産者支援の業務に大きな制約が存在。
- こうした現状を踏まえ、関係者からは、疾病予防に向けて、事務作業を省力化しつつ、疾病予防に向けた情報の迅速かつ効果的に利活用できないかとの声が多数寄せられているところ。



デジタル化によって省力化・データの効果的な利活用を図ることができないか？

目的（飼養衛生管理等支援システム構築プロジェクト）

- 安全な国産畜産物を安定的に供給するためには、生産性向上の足かせとなる家畜の疾病を予防すべく、我が国の「飼養衛生管理の向上」を図っていく必要。
- これに向けては、非効率な業務の見直しを図るほか、畜産衛生情報の効率的な収集・管理やデータの利活用、コミュニケーションの深化を通じ、飼養衛生管理の適切なゴールを示し、生産者がロードマップを明確に持てるよう支援体制を強化することが重要。
- こうした取組は、食料の安定供給はもとより、国産畜産物の輸出拡大、薬剤耐性の抑制と言ったグローバルな課題対応にも適うもの。

本事業で大切にすること（作業ポリシー）

制度面を含めて各業務の見直しを行い、最適化された業務をワークさせるために情報システムを活用する

- DXの理念を踏まえ、本システムでは他の手段に比べて労働負担をかけずに目的を達成する仕様とする
- 情報システムを導入する目的・効果を関係者皆で共有し、飼養衛生管理の向上を目指す
- 置かれた環境、新しい業務運用、導入の前提条件 などについて十分な理解と協力体制の構築を目指す

生産現場の声に耳を傾け新しい方法を追求する

- 電子化が負担になってはいけない、飼養衛生管理の向上に最短で到達する情報システムであることが大切
- 疾病、残留事故等の有事が発生した場合には、本システムを活用して対応策の検討が十分に行える仕様とする
- 農家が自発的に取り組むことがプロジェクトを成功に導くポイントであり、稼働当初は、システム結果をもって国は直接指導できないように縛る、利用者の使いやすさを最優先とするなど、生産現場に寄り添った仕様にすることを基本とする

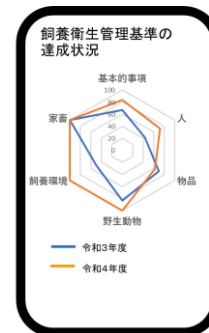
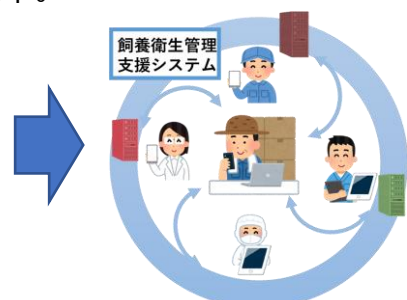
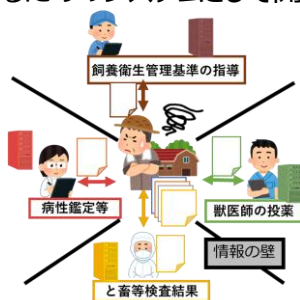
飼養衛生管理等支援システムの背景と目指す姿

デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）より抜粋

デジタル技術を活用して畜産業や養殖業の生産基盤強化を図るため、飼養衛生管理等に関する情報をタイムリーに共有・活用するシステムの開発を開始するとともに、獣医療提供体制や水産防疫体制の強化に向けて、場所を選ばない迅速な診断を可能とする遠隔診療を推進する。

飼養衛生管理等支援システム

- 安全な国産畜産物を安定的に供給するためには、生産性向上の足かせとなる家畜の疾病を予防すべく、我が国の「飼養衛生管理の向上」を図っていく必要。
- これに向けて、非効率な業務の見直し、畜産衛生関連情報の効率的な収集・管理、データの利活用を図り、コミュニケーションの深化を実現するためのシステムとして開発中。



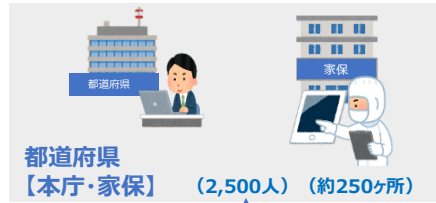
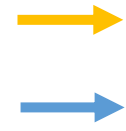
	R4	R5	R6	R7	R8
飼養衛生管理情報 <ul style="list-style-type: none"> 飼養衛生管理基準の生産者自己点検 飼養衛生管理基準遵守の家保の確認 家保の病性鑑定結果 予防的ワクチン接種状況 農場の基本情報 	要件定義	システム開発	運用・保守開始		
防疫措置情報（防疫マップ） 投薬情報①（指示書関連）		要件定義	システム開発・改修	運用・保守開始	
サーベイランス結果情報 投薬情報②（指示書以外の投薬関連） と畜・食鳥検査情報 データ分析 輸出時、薬品残留時の生産情報参照等		<ul style="list-style-type: none"> 課題・対応策整理 運用に向けた準備 関係者との調整 	要件定義	システム開発	運用・保守開始

システム群の構成と利用者

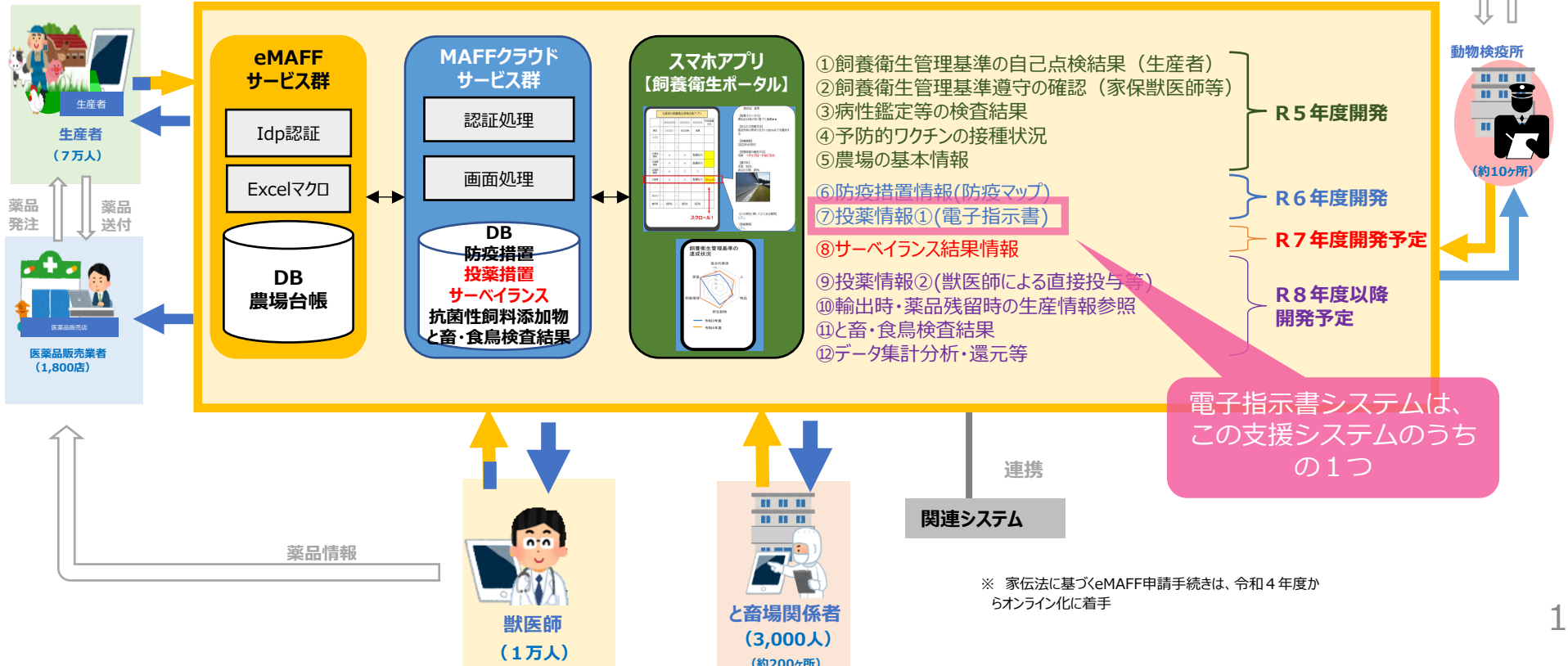
○ eMAFFサービス群で開発する機能

○ MAFFクラウドサービス群・スマホアプリで開発する機能：収集した情報を解析し、家畜疾病の発生予防等に繋げるためのツールや利用者デバイスの画面表示機能、オフライン入力機能などを開発
(eMAFFで実装できない部分の画面・機能・データベースを補充)

： ID等認証情報の提供・管理機能、申請機能やデータベース機能



飼養衛生管理等支援システム群



※ 家伝法に基づくeMAFF申請手続きは、令和4年度からオンライン化に着手

以下の観点における利益につながります。

➤健康的な家畜の飼養

- ・ 疾病発生抑制による生産性の向上や農場の経営改善

➤食品安全

- ・ 動物用医薬品の残留事故の防止
- ・ 国産畜産物の海外への輸出促進

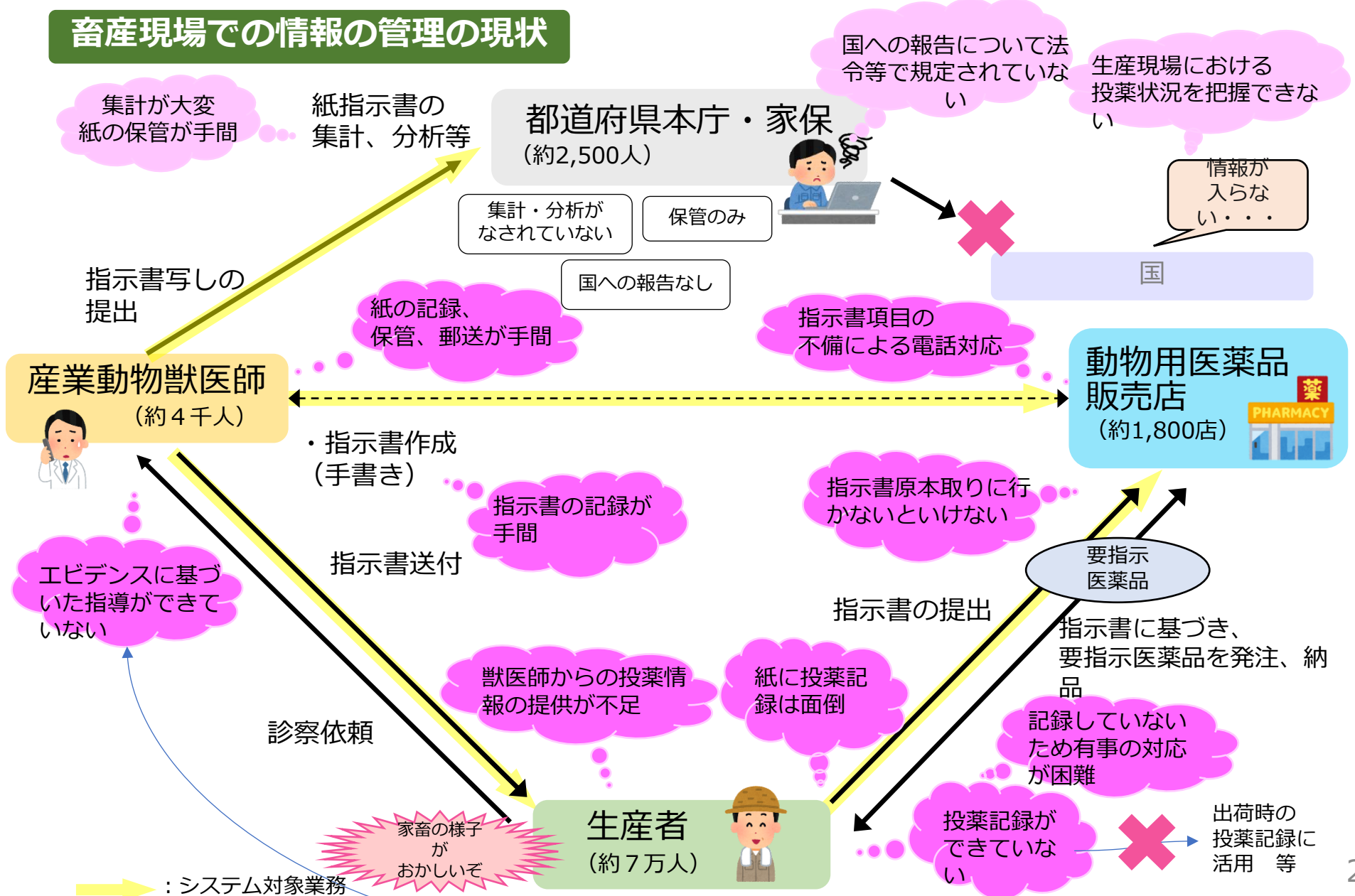
➤薬剤耐性菌の発生抑制

- ・ 家畜への効果の高い治療の実現
- ・ 人医療への悪影響の抑制

⇒記録付けが重要！

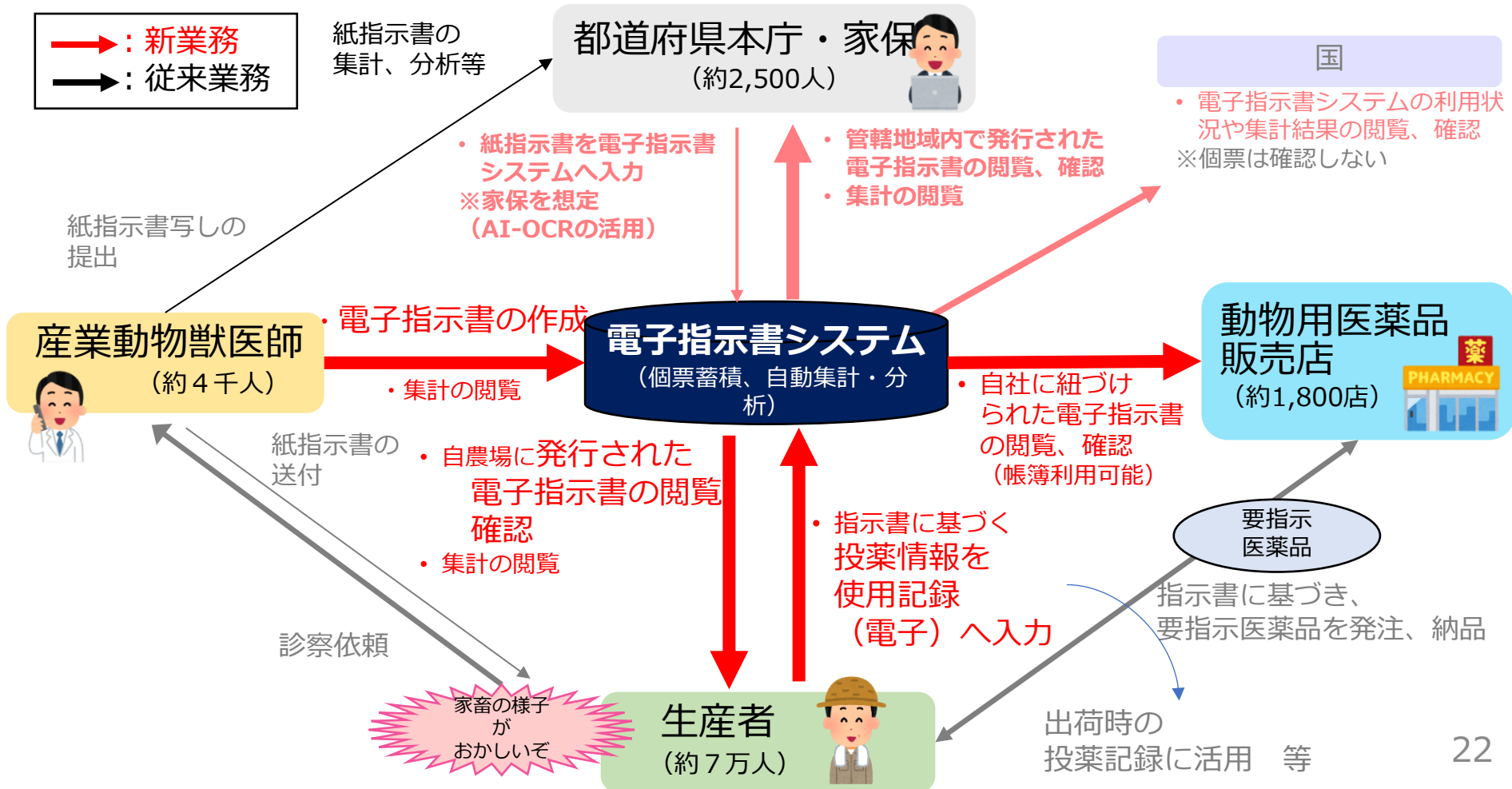
現在の指示書に基づく投薬業務の全体像 (R6開発予定部分)

畜産現場での情報の管理の現状



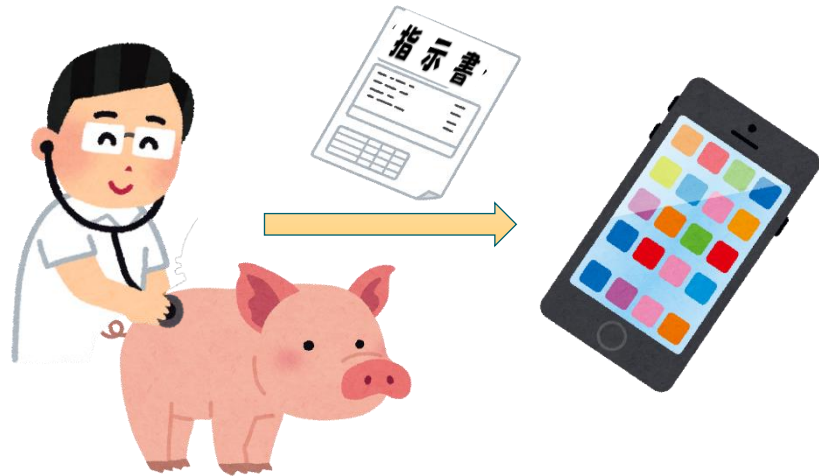
電子指示書システムを活用した業務全体像 (R6開発予定部分)

- 投薬に関連する記録は、疾病管理、食品安全や薬剤耐性対策等の観点から重要。
- 一方で、獣医師の診療簿からはじまり、指示書、使用記録、出荷時の記録など、ほぼ同じ内容を何度も記載している現状。
- 投薬指示書に基づく投薬が、全体の半分以上を占めていることから、指示書の電子化により使用記録の効率化を図る。

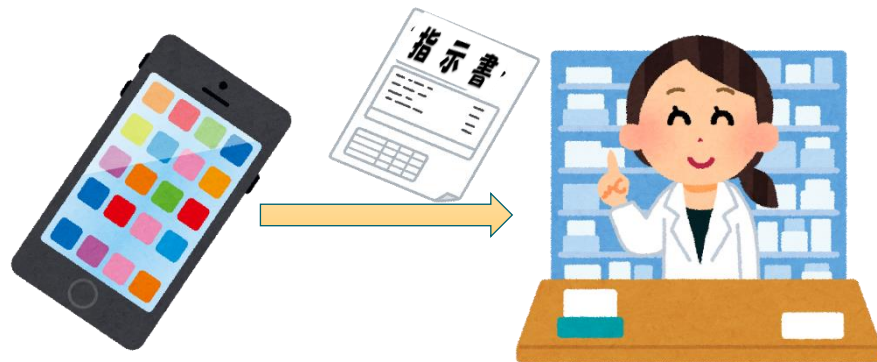


電子指示書システムでできること

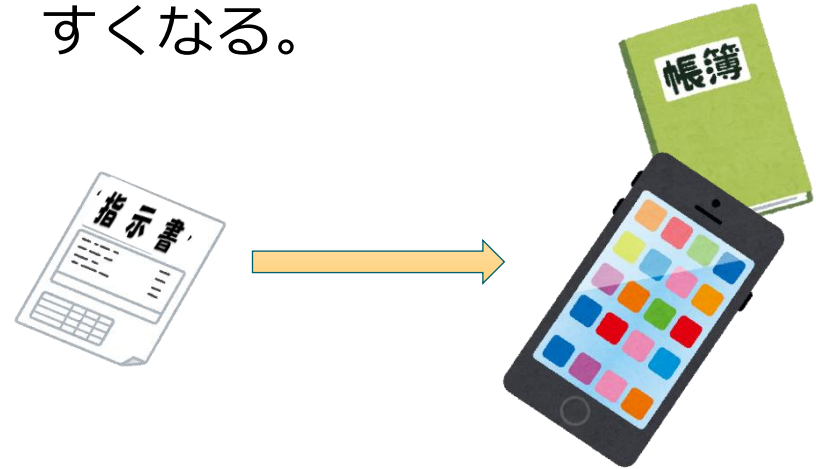
- スマホで指示書が受け取れる。



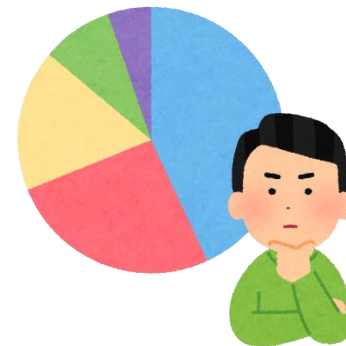
- 指示書を希望する販売店に送付できる。



- 指示書内容から記録がつけやすくなる。

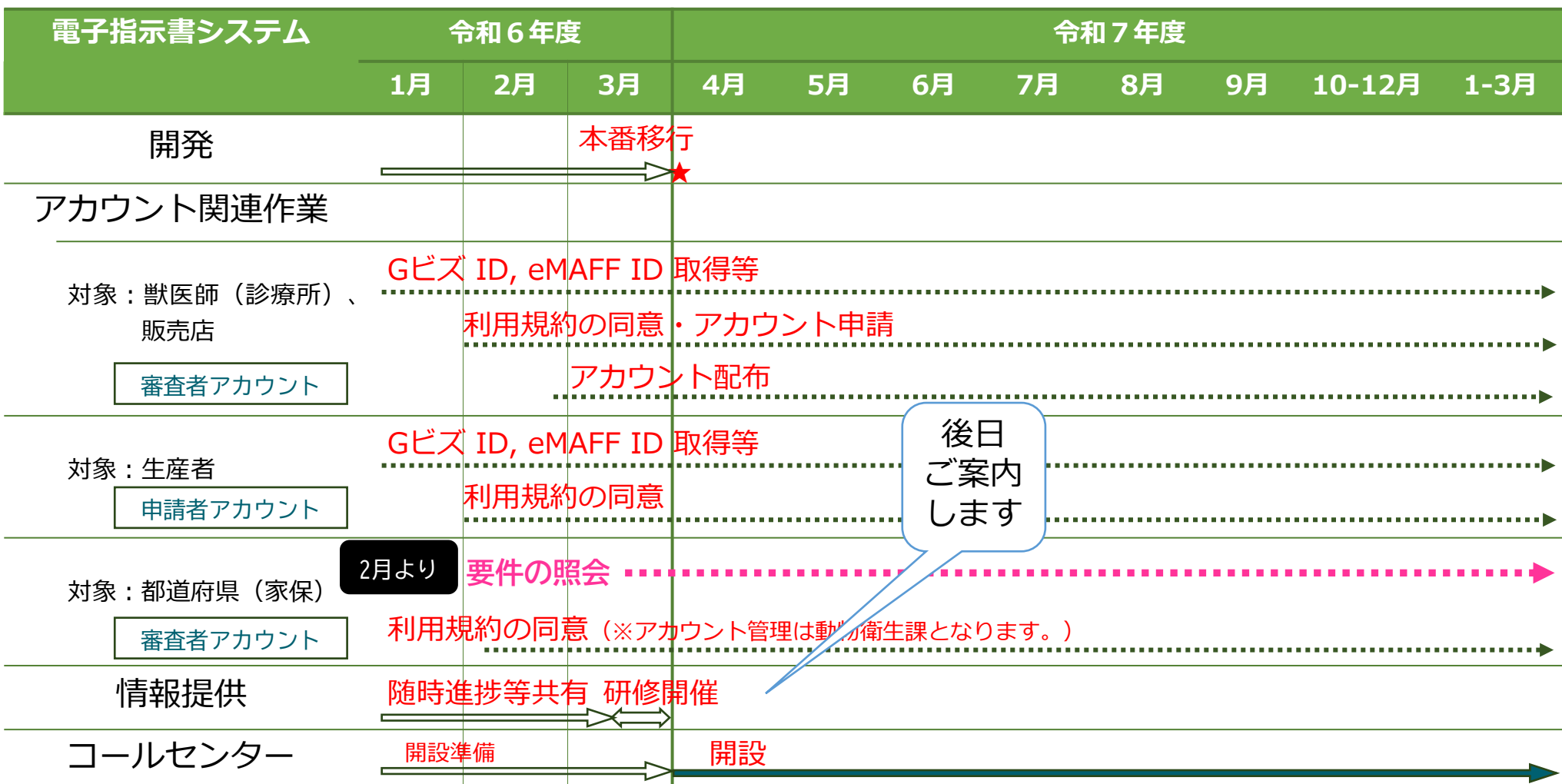


- 記録した内容から、自分の農場での医薬品使用量が算出できる。（全国平均と比較などができる。）



電子指示書システム：R6開発～運用開始スケジュール

- 令和7年4月からの運用を目指して開発中。
- 利用のためには、利用規約（個人情報の取扱い含む）に同意いただくほか、別途、
 - 生産者：eMAFFプライム（gビズプライム）の取得が必要。**※経営体情報が生産者である必要。**
 - 獣医師（診療所）、販売店：獣医師（診療所）、販売店は本システムのアカウント申請が必要。なおアカウント申請には、要件を確認する資料を添付いただく予定。



レビューを踏まえた改善点①

イメージご紹介
: 獣医師向け画面を例示



レビューを踏まえた改善点②

イメージご紹介
: 獣医師向け画面を例示

指示書確認

指示書管理情報

農場/所有者または管理者

入力方法
 農場名から検索 手入力

所有者または管理者
 所有者 管理者 指定しない

農場名
札幌市シロノ農場

農場ID
N9999999999999

氏名
佐藤 太郎

電話番号
99999999999

郵便番号
1234567

都道府県
北海道

市区町村
札幌市北区

番地等
篠路999-99

【参考】飼養頭羽数 (2024年4月17日時点)

繁殖豚	雄豚	20頭
	母豚	10頭
	飼育豚	30頭
飼育豚(子豚を除く)		0頭
子豚		10頭

処方情報

入力方法
 処方パターン名から検索 手入力

処方パターン名
豚 下痢用

対象医薬品
 名称
ダイメトンS散
 同等品可

規格
20kgクラフト袋入り

数量 単位
1 袋

対象動物
 動物種 豚
 育成ステージ 肥育豚
 性別 オス メス 去勢 その他
 頭羽数合計 10
 年齢 月齢 3 ~ 月齢 4
 体重 150 kg ~ 300 kg

その他の特徴

指示内容
 指示理由
下痢のため
 指示する用法
1日体重1kg当たりスルファモノメトキシンとして飼料に均一に混じて経口投与する。
 指示する用量
用量 (単位)
投薬日数
3 日間
 日付指定する場合はこちら
 使用禁止期間

7 日

備考

送付情報

送付方式
生産者、販売店ともに「紙など」を選択した場合は、送付登録完了時に送付用指示書がPDFで出力されます。

生産者
 電子 紙など

送付先情報
 指示内容を共有する販売店
 販売店名
〇〇会社〇〇支店
 都道府県
北海道

市区町村
札幌市北区

番地等
篠路123-45

電話番号
11111111111111

戻る 編集 複製して作成 削除

システム利用に必要な手続など（未定稿）

	診療所		生産者	動物用医薬品販売許可業者	
	代表獣医師	獣医師		管理者	従業員
GビズID プライム の取得	要	要 ※代表獣医師が取得していれば不要（1診療所につき、1名は要）。	要	要	要 ※管理者が取得していれば不要（1許可店舗につき、1名は要）。
eMAFF ID の取得	要	要	要 [申請者アカウント]	要	要
電子指示書 システムの アカウント 申請	要 [審査者アカウント] ※畜水課のシステム担当者より払い出される。	不要 [審査者アカウント] ※畜水課のシステム担当者より払い出されるので、申請は不要。	不要 ※上記申請者アカウントをそのまま使います。	要 [審査者アカウント] ※畜水課のシステム担当者より払い出される。	不要 [審査者アカウント] ※畜水課のシステム担当者より払い出されるので、申請は不要。
利用規約 (個人情報の取 扱いの同意含 む)	要	要	要	要	要
要件確認 必要書類	診療所開設届の 写し（予定）	—	—	動物用医薬品 販売業許可証の 写し（予定）	—

GビズIDプライムの取得（未定稿）

GビズIDプライムでは申請方法を2つご用意しております。

 発行まで1週間程度
書類郵送申請

お申込みいただける方
個人事業主・法人の代表者

お手続きに必要なもの
GビズIDの申請書と必要書類を郵送の上、
審査を経てアカウント登録を行います。

 個人事業主の方は
印鑑登録証明書

 法人の方は
印鑑証明書

 登録印

+

 申請用端末（PC等）
とメールアドレス

 SMS受信用の
スマートフォンor携帯電話

**GビズIDプライムを
書類郵送申請する**

※ GビズIDプライムの発行申請の際に必要な、印鑑証明書・印鑑登録
証明書を非対面にて入手する方法について[こちら](#)でご案内します。

 最短即日発行
オンライン申請

お申込みいただける方
個人事業主・法人の代表者

※ 主に株式会社、有限会社、合同会社の方が対象です。
詳細は、[対象の法人種別](#)をご確認ください。

お手続きに必要なもの
マイナンバーカードとスマートフォンを
ご用意いただきオンラインにて申請を行います。

 マイナンバーカード

※ 詳細は[利用可能なマイナンバーカード](#)をご確認ください

+

 申請用端末（PC等）
とメールアドレス

 [カード読み取り可能](#)および
SMS受信が可能な
スマートフォンに
GビズIDアプリインストールが
必要です

**GビズIDプライムを
オンライン申請する**

※ 法人の場合、年末年始を除く平日8:00～20:00以外で申請した場合
は、お時間をいただく可能性がございます。

デジタル庁HPより
(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)



お問い合わせ ※[GビズIDについて](#)

お問合せの前に、ぜひ、[よくある質問](#)をご確認ください。

✉ メールでのお問合せ

お問合せの内容により、記載項目が異なりますのでご確認の上、下記リンクをクリックしてください。
メールソフトが起動いたしますので、必要事項をご記入の上、送信してください。

[申請方法などのお問合せ](#)

[パソコン操作やトラブルに関するお問合せ](#)

上記リンクをクリックしてもメールソフトが立ち上がらない方は、[こちら](#)をクリックしてください。

☎ 電話でのお問合せ

0570-023-797

【受付時間】9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始を除く）

※お間違えのないよう十分にご確認ください。

※音声ガイダンスに沿って、お問合せの内容をお選びください。

【生産者】eMAFF IDの取得（未定稿）

農林水産省共通申請サービス | eMAFF



はじめての方へ

手続を探す

Wiki

お困りの場合

ログイン

お問合せ先など

※eMAFF ID[申請者アカウント]について

STEP1 : ログインボタンを押します。

gBizIDでログイン

取得したgBizIDで農林水産省共通申請サービスにログインします。



①gBizIDの入力



②メールを受信



③メール記載のコード入力



④ログイン完了



STEP2 : ここでGビズIDを使います。

STEP3 : 流れに沿って初回ログインすることで、eMAFF ID[申請者アカウント]を取得できます。

補足 : 既にGビズIDエントリーによりeMAFFを利用されている方におかれましては、eMAFFにて、下記のいずれかの方法で本人確認を行うことで、電子指示書システムの利用開始が可能

オンラインで本人確認を行う

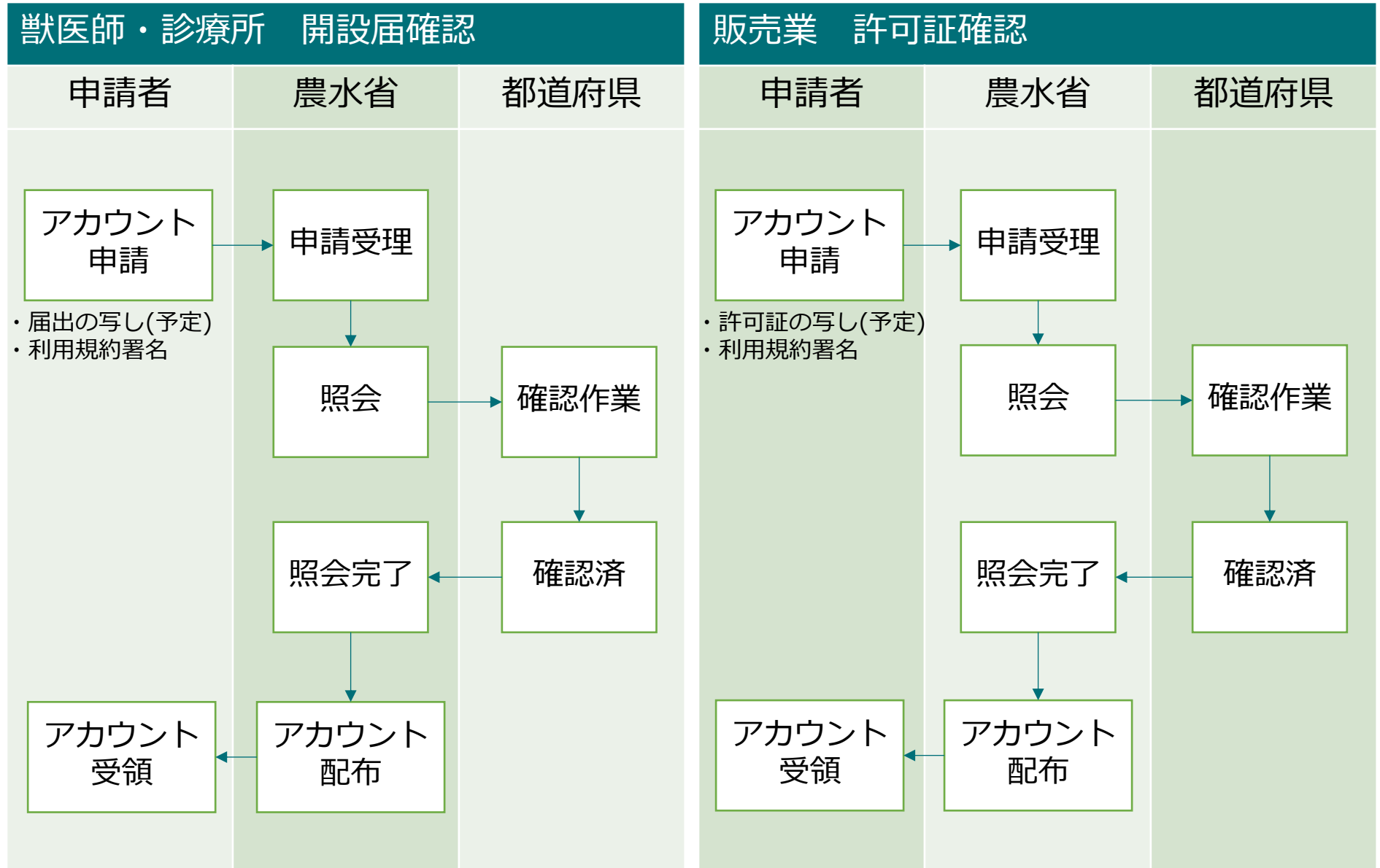
- ・マイナンバーカードとMAFFアプリが必要になります。
- ・個人事業主の方のみ利用可能です。

県地域農業再生協議会などの窓口を訪問し、対面による本人確認を行う

- ・窓口が用意されている組織は [こちら](#)です。

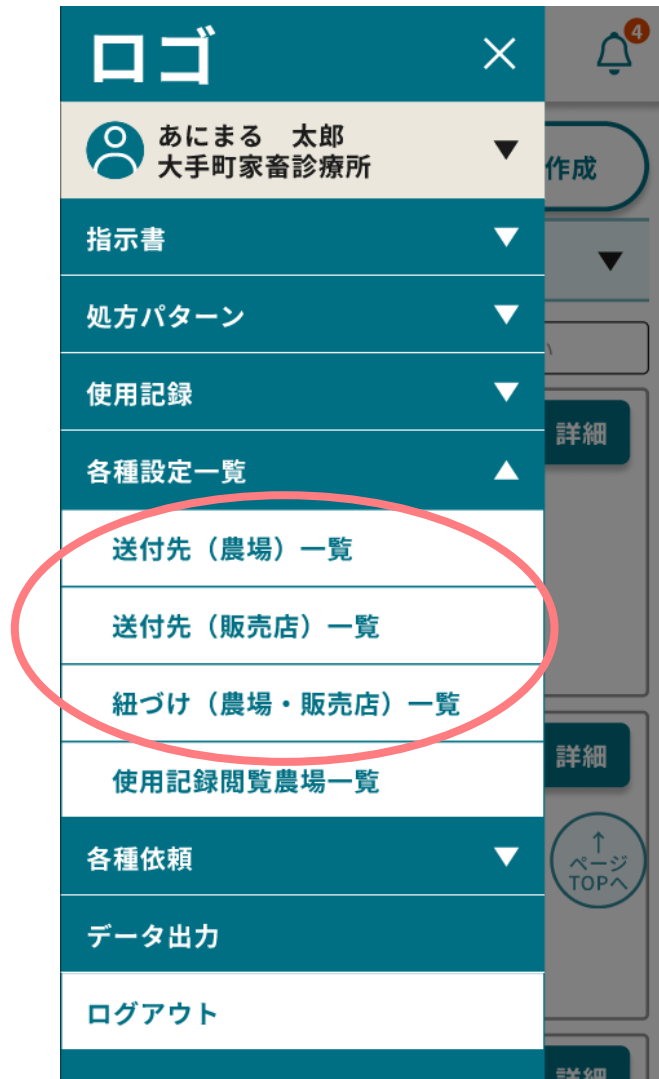
eMAFFのHPより (<https://e.maff.go.jp/PortalLogin>)

【獣医師・診療所_代表獣医師&販売店_管理者】 システム利用の要件確認の流れ (未定稿)



※アカウント = 審査者アカウント

農場、動物用医薬品販売業者との紐づけ



- 獣医師～生産者～販売業者をすべて電子で行うためには、

- ✓ 送付先に農場情報を登録
- ✓ 送付先に販売店情報を登録

あるいは、

- ✓ 農場と販売店をセットで紐づけた情報を登録

という作業が必要となります。

- いずれの作業にも、農場ID、販売業者IDの情報が必要となります。

これらは、アカウントが配布されてからの作業となります。

～皆様をお願いしたいこと～

- 治療から予防へ！
- 抗菌剤の使い方再確認を！
- 経験や勘よりもデータに基づいた飼養管理へ！